

市第71号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例及び横浜市職員に  
対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例及び横浜市職員に対する期  
末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

平成28年11月30日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の給与に関する条例及び横浜市職員に  
対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正  
する条例

（横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜  
市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者があ  
る場合にあってはそのうちの1人については6,500円、」を「6,  
500円（」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては  
、」に改める。

第10条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、  
「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至  
った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者の  
ない職員となった」に改める。

第10条の3第1項中「18,000円」を「19,600円」に改める。

（横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部

改正)

第2条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

第4条第2項中「100分の205」を「100分の210」に、「100分の220」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（平成28年12月1日に在職する職員に対して支給する勤勉手当に関する特例措置）

3 平成28年12月1日に在職する職員（同日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）に対して同月に支給する勤勉手当に関する第2条の規定による改正後の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末・勤勉手当条例」という。）第3条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「

100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

(市長等及び議員に対して支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）第8条第1項に規定する市長等及び横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）第4条第1項に規定する議員に対して平成28年12月に支給する期末手当に関する新期末・勤勉手当条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは、「100分の230」とする。

(給与の内払)

- 5 新給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の横浜市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### 提 案 理 由

本年10月に本市人事委員会から、本市職員の給与について改定を行うよう勧告があったので、これを尊重し、給与改定を実施するため、横浜市一般職職員の給与に関する条例及び横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（扶養手当）

第9条（第1項及び第2項省略）

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については14,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき  $\frac{6,500 \text{円}}{6,000 \text{円}}$ （職員に扶養親族でない配偶者がある場合 ~~にあつてはそのうちの1人については6,500円、~~職員に配偶者が ~~な~~ない場合にあつては、そのうちの1人については11,500円）とする  
い場合にあつては
- 。

（第4項省略）

第10条（第1項及び第2項省略）

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族（配偶者を除く。）で同項の規定による届出に係る

ものがある職員で~~配偶者の扶養親族たる配偶者の~~ないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族(配偶者を除く。)で同項の規定による届出に係るものがある職員~~が配偶者のない職員となった~~について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合に  
おける当該扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

第10条の3 住居手当は、自ら居住するため、借り受けた住居(市の公舎及び職員宿舎並びにその扶養親族(規則で定める者に限る。))が所有する住宅を除き、貸間を含む。次項において同じ。)の家賃を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)のうち、40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に支給し、その月額は、 $\frac{19,600}{18,000}$ 円とする。

(第2項及び第3項省略)

## 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例

(抜粋)

( $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$  改正案  
現行)

(一般職職員の勤勉手当)

第3条 (第1項省略)

2 前項の場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 職員のうち再任用職員以外の職員 その者の前項の合計額に  
 $\frac{100 \text{ 分の } 85}{100 \text{ 分の } 80}$  (管理職員にあっては、 $\frac{100 \text{ 分の } 105}{100 \text{ 分の } 100}$ ) を乗じて得  
た額の総額

(2) 職員のうち再任用職員 その者の前項の合計額に $\frac{100 \text{ 分の } 42}{100 \text{ 分の } 40}$   
 $.5$  (管理職員にあっては、 $\frac{100 \text{ 分の } 52.5}{100 \text{ 分の } 50}$ ) を乗じて得た額の総  
額

(第3項から第6項まで省略)

(特別職職員の期末手当)

#### 第4条 (第1項省略)

2 前項の規定により第2条第1項の規定を適用する場合において  
は、同項中「100分の125」とあるのは「 $\frac{100 \text{ 分の } 210}{100 \text{ 分の } 205}$ 」と、「  
100分の140」とあるのは「 $\frac{100 \text{ 分の } 225}{100 \text{ 分の } 220}$ 」とする。